

～繊維製品中のホルムアルデヒドの規制～

ホルムアルデヒドは、医薬品や塗料、接着剤などの原料に用いられるたいへん用途の広い化学物質です。繊維製品へは防しわ・防縮を目的とする樹脂加工や形態安定加工などに使用されていますが、アレルギー感作を起こしやすい物質であることから、家庭用品規制法では皮膚防御機能が未熟な生後24ヵ月以下の乳幼児繊維製品には国際的にも低い基準が設定されています。過去に家庭用品規制法の対象外の形態安定加工製品(19検体)について調査したところ、その基準を超えるものはありませんでしたが、ズボン(外衣)1検体から中衣の基準(300ppm)程度のホルムアルデヒドが検出されたため²⁾、ズボン下など下着の着用をおすすめします。また、乳幼児を膝に乗せる際には、大人の衣類が直接乳幼児の肌に触れないようにするのがよいでしょう。

繊維製品中のホルムアルデヒドの残留基準

繊維製品の種類	基準	根拠となる法律
生後24ヶ月以下の乳幼児用	吸光度差0.05 または16ppm以下	家庭用品規制法 (厚労省)
子供用, 大人用下着	75ppm以下	
中衣(ワイシャツなど)	300ppm以下	ホルムアルデヒド加工 管理基準*(旧通産省)
外衣(ズボン, コートなど)	1000ppm以下	

*通商産業省繊維雑貨局長通知、昭和47年7月20日、47織局第569号



～乳幼児用繊維製品の保管上の注意～

ホルムアルデヒドは合板の接着剤にも使用されます。長期にわたって乳幼児用繊維製品をタンスに保管する際はプラスチック袋等に入れて、タンスからのホルムアルデヒドが移らないようにしてください。乳幼児用繊維製品の販売店の多くは、商品を包装しているプラスチック袋から出さずに、サンプル展示による販売をしています。そうすることで、陳列棚の合板からのホルムアルデヒドが商品に移らないようにしています。なお、専門店の中には、陳列棚に低ホルムアルデヒド製品(JIS・JAS規格でF★★★★表示)を使用し、製品を袋から出して販売しているところもあります。

～ホルムアルデヒドを減らすには洗濯が有効～

家庭内の繊維製品には、乳幼児用や大人用、タオルなどいろいろあります。乳幼児用繊維製品にホルムアルデヒドが移ってしまった場合でも、これらを洗濯機で一緒にまとめ洗いをし、すぐに干す(乾燥機不使用)という普通の洗濯方法で、乳幼児用繊維製品中のホルムアルデヒド含有量を低くすることができることを確認しました²⁾。洗濯は、家庭で簡単に対応できるホルムアルデヒド低減法としてとても有効です。

